

（ 令 2 . 1 0 . 7  
実 1 - 3 ）

# 中小・小規模事業者における 帳簿の重要性と電子化に向けた課題

2020年10月7日  
日本商工会議所

# 今般のコロナ禍で顕在化した事業者の帳簿の課題

①

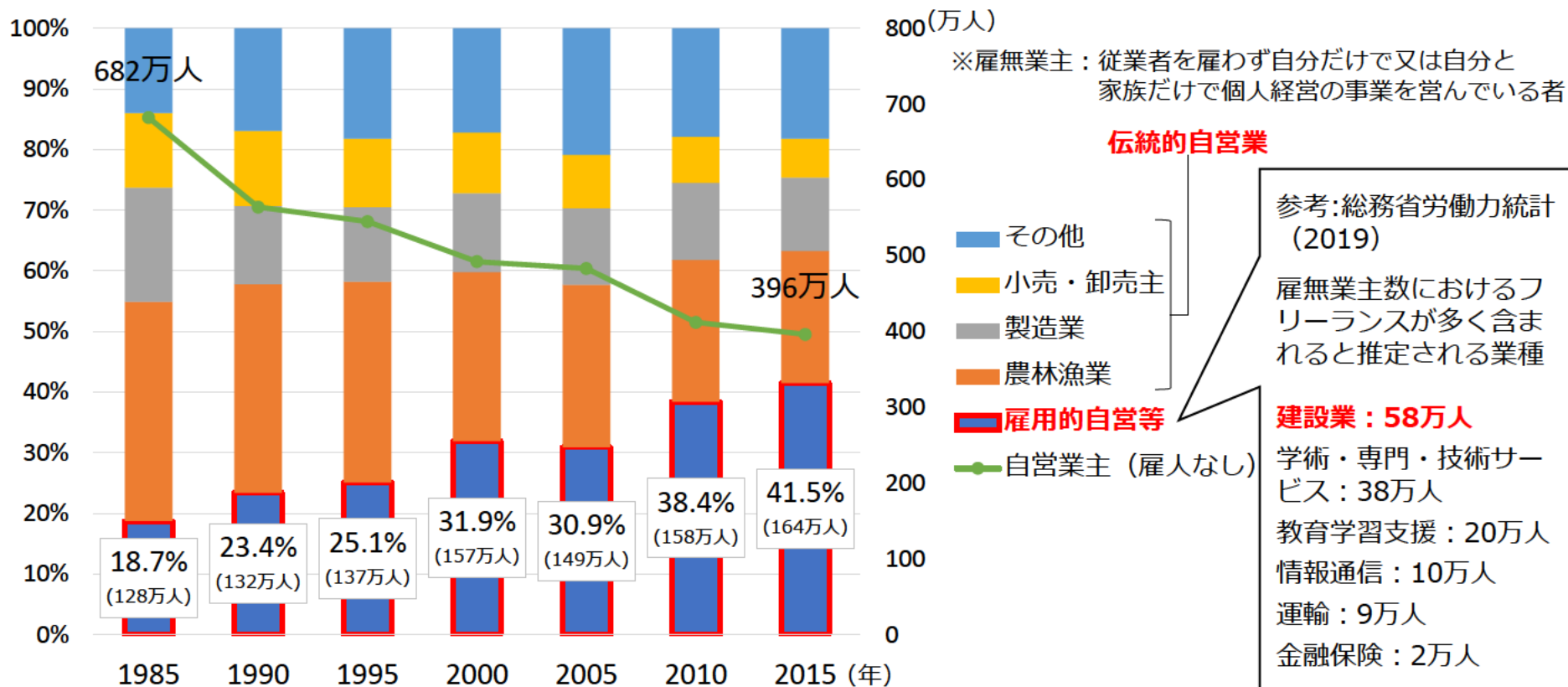
- わが国では、正確な記帳が自社の経営状況の把握（資金繰り等）に不可欠との考えから、税理士、商工会議所等において、積極的な記帳指導が行われてきた。
  - 戦後制定された「青色申告制度」がわが国の帳簿の普及に大きく貢献
- 一方、コロナ対応のための資金繰り支援（融資、助成金等）において、前年同月比で売上減少が分かる帳簿が必要とされたが、帳簿の未整備等により申請困難な事業者からの相談が多く寄せられた
  - 税理士の関与がなく、商工会議所等の記帳指導も受けていない小規模事業者で、「税務申告のための帳簿」にとどまる事業者が多い
  - 月次決算など「経営状況を把握できる帳簿」の重要性が改めて浮き彫りに。

# 雇用的自営業者（フリーランス）の増加

②

- 近年「伝統的自営業」が減少する一方で、「雇用的自営等」が増加。  
→ 「フリーランス」と言われる事業者が増加している可能性。

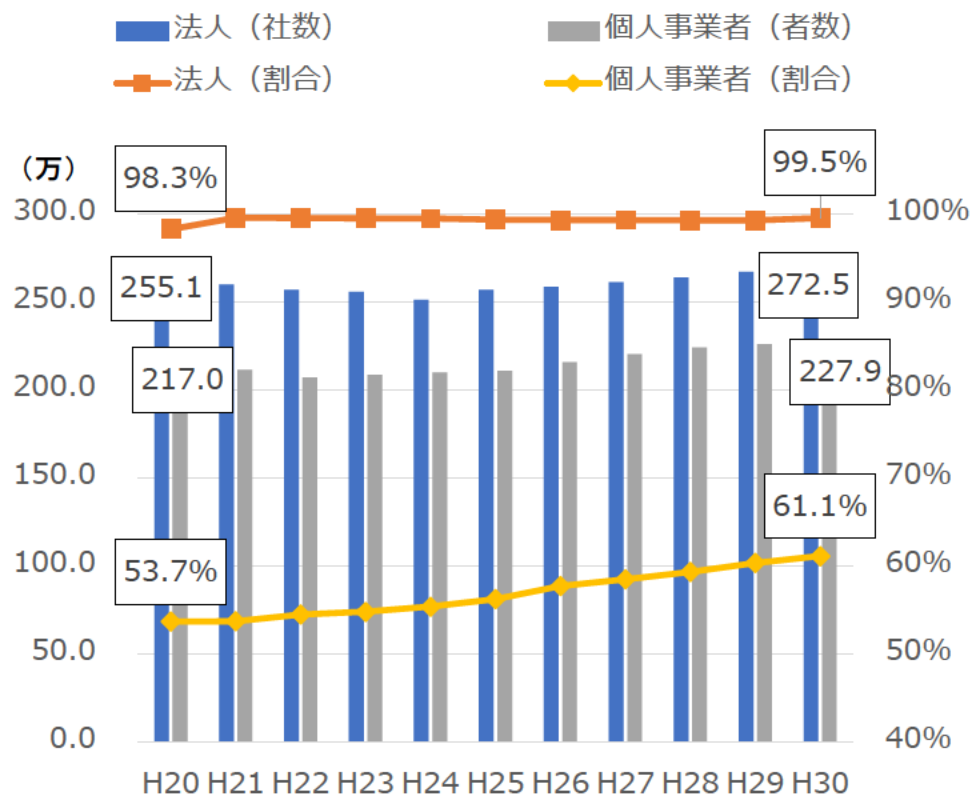
## 【自営業主（雇人なし）数および構成比の推移】



# 青色申告者数、青色申告特別控除

- わが国は、一定水準の記帳をし、その記帳に基づいて正しい申告をする者については、所得金額の計算などについて有利な取扱いが受けられる「青色申告制度」を措置
- 法人における青色申告者数は、99%を超える事業者が承認を受けている。一方、個人事業者の割合は、約60%と、法人に比べて低水準

【図1】青色申告者数の推移（法人、個人事業者）

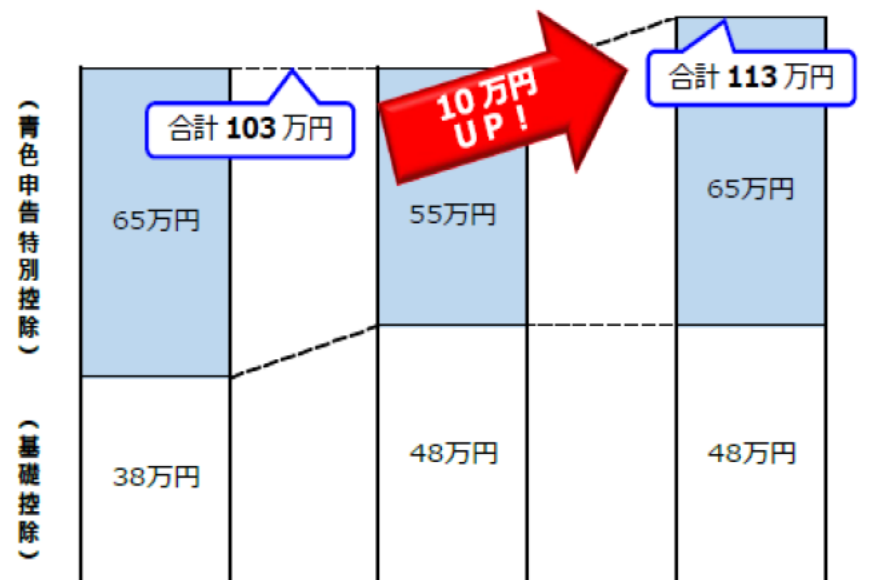


※個人事業者 = 事業所得者

(出典) 財務省「会社基本調査」、「統計年報(申告所得税)」

【図2】青色申告特別控除の上乗せ（平成30年度改正）

所得税の基礎控除の見直しに伴い、**電子申告 (e-Tax) または電子帳簿保存を行うと、青色申告特別控除が10万円上乗せ**（2020年度分の所得から適用）



# 商工会議所における記帳指導、電子帳簿支援

- 商工会議所で記帳指導に従事する者は688人（参考：商工会議所の経営指導に従事する職員は全国で5,194人）（2018年度実績）
- 全国515商工会議所のうち、426商工会議所で記帳継続指導を実施。50,853の小規模事業者に対して指導を実施（2018年度実績）
- **近年は、従来の簿記の指導に加え「経理事務負担を減らし、本業に集中できる環境整備」に向けて、クラウド会計ソフト等の活用によるデジタル化を積極的に支援**

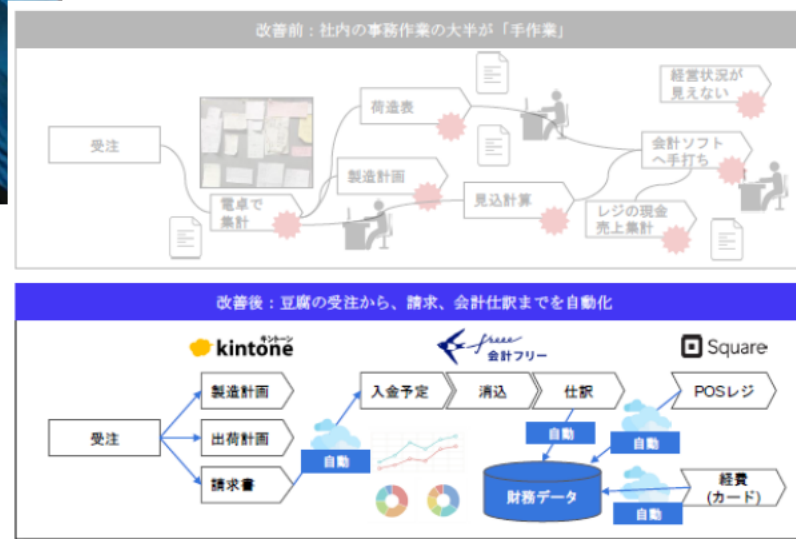
## クラウド会計ソフト導入支援を受けている事業者の反応（記帳指導員から聴取）

- 今回のコロナ禍で急遽、融資が必要になったが、会計ソフトを導入していたため、金融機関に対して試算表や月次決算などでタイムリーに出すことができ、融資相談をスムーズに行うことができた。
- 一人親方になったものの、夫婦共働きで奥さんは経理を手伝ってくれず、帳簿のつけ方も分からなかったが、クラウド会計アプリを使えば、空いている時間でスマホで作業ができるので助かっている。
- インボイスのためといわれてもピンとこないが、帳簿をつけていれば有事の際に支援をきちんと受けられることのメリットは大きい。
- モバイルPOSレジとクラウド会計システムを連動させたところ、記帳や税務申告業務が大幅に削減され、業務が効率化した。  
→クラウド会計導入先はリモートでの記帳指導が可能のため、記帳指導員の負担も大きく削減可能。
- クラウド会計導入支援先の事業者から「当社は電子帳簿保存法に対応できるのか？」との問い合わせがあるが、会計ソフト導入だけでは対応できず様々な要件をクリアする必要があると伝えるとあきらめるケースが殆ど。
- 電子帳簿を導入していれば、自然と電子申告につながっていく。国の認証を受けた会計ソフトを導入していれば、電子帳簿保存を認めてほしい。

# 中小企業のクラウド会計導入等によるDX事例

⑤

- 創業70年の老舗豆腐屋がクラウド会計等の導入により、販売・経理等の事務処理に係る時間を年間600時間削減に成功
- 削減した時間を活用し、新規顧客の開拓と新商品開発に積極的に挑戦



(出典) つづく株式会社/日本商工会議所主催セミナー講演資料から抜粋加工

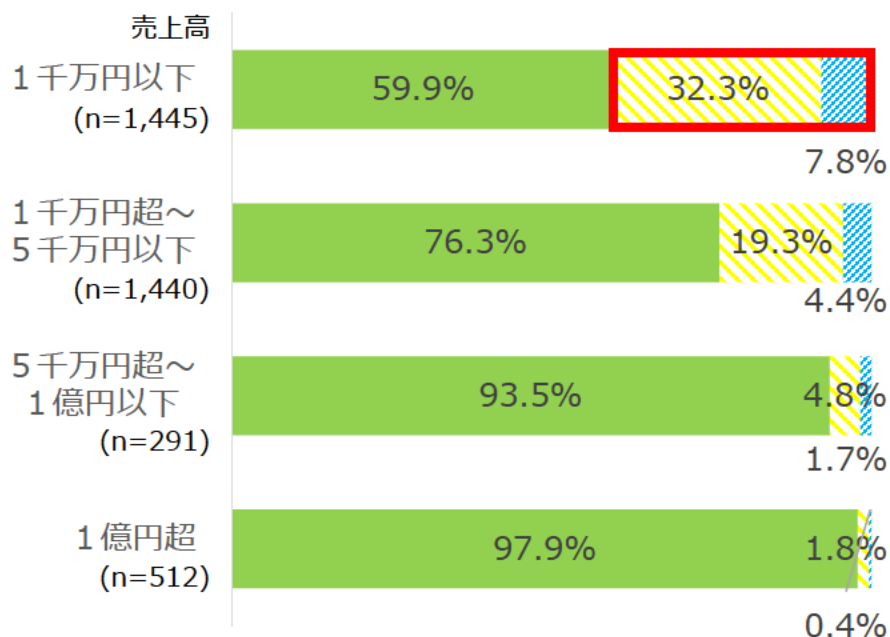
# 中小・小規模事業者の経理事務の実態（外部依頼状況等）

⑥

- 経理事務の外部依頼状況について、「売上高1千万円以下の事業者」の約4割は「全て社内対応」する等、税理士等外部専門家の関与がない。
- 経理事務の従事人数について、「売上高1千万円以下の事業者」ではほぼ全て、「売上高1億円超の事業者」でも約半数は1人で従事。

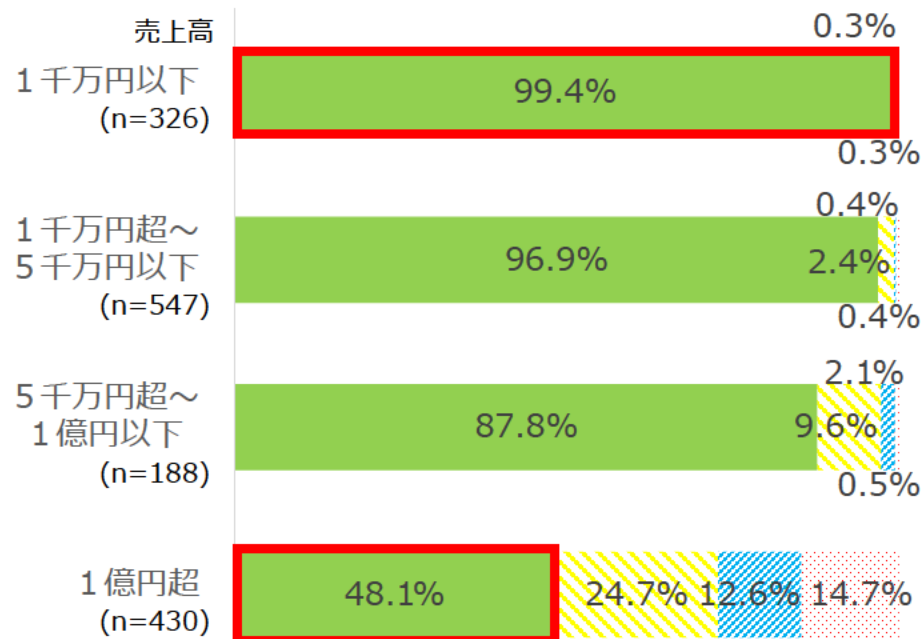
## 【経理事務の外部依頼状況】

- 税理士等外部へ経理事務の一部を依頼
- 全て社内対応
- その他（商工会議所等へ経理事務の一部を依頼）



## 【経理事務の従事人数】

- 1人
- 2人
- 3人
- 4人以上



（出典）日本商工会議所「中小企業における新型コロナウイルス感染拡大・消費税率引き上げの影響調査（2020年10月）」

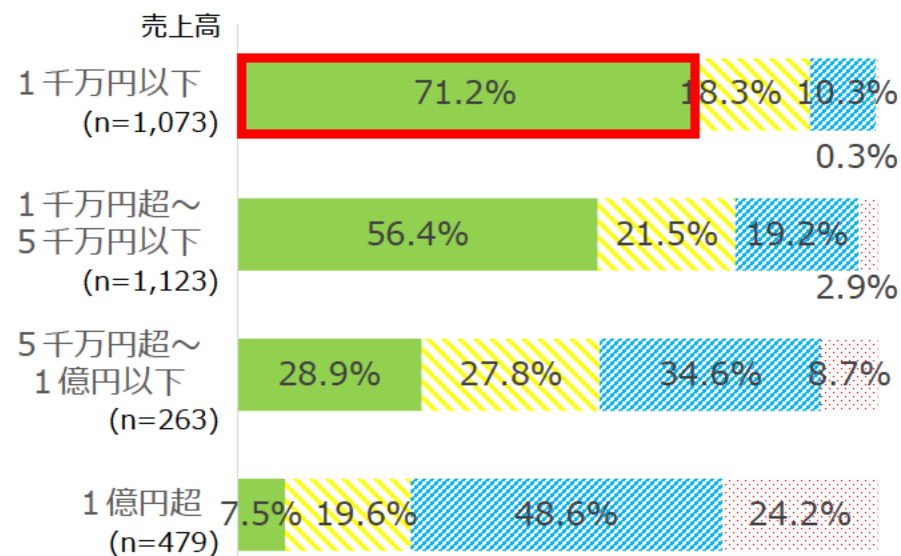
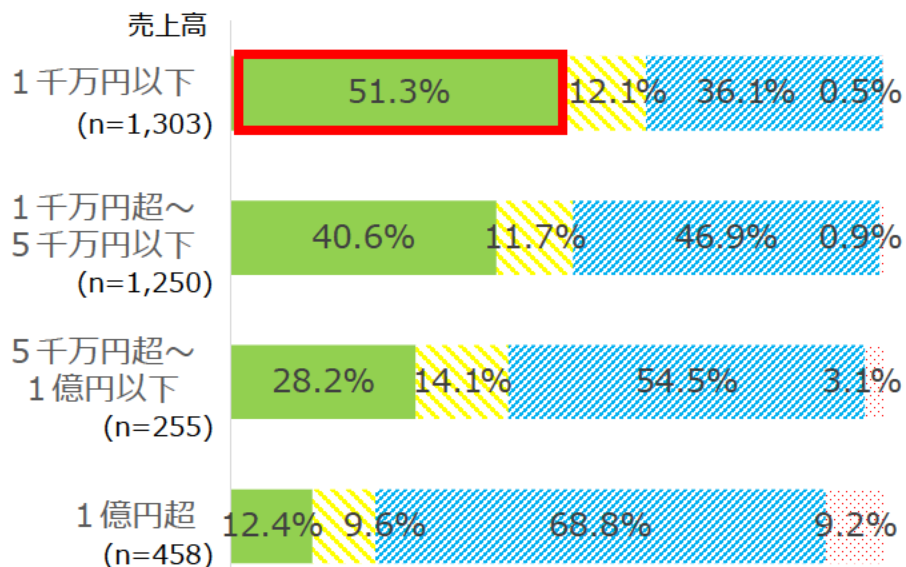
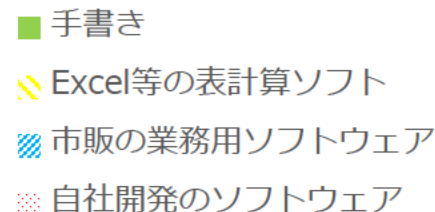
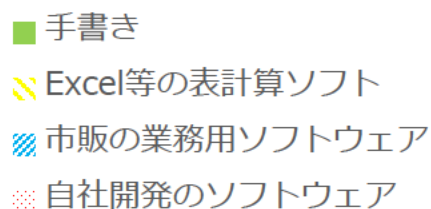
# 中小・小規模事業者の経理事務の実態（IT化の状況）

⑦

- 帳簿作成について、小規模な事業者ほど手書きの割合が高く、「売上高1千万円以下の事業者」では約半数が手書きで対応している。
- 請求書等の作成について、小規模な事業者ほど手書きの割合が高く、「売上高1千万円以下の事業者」では約7割が手書きで対応している。

## 【経理事務のIT化状況（帳簿作成）】

## 【経理事務のIT化状況（請求書等作成）】

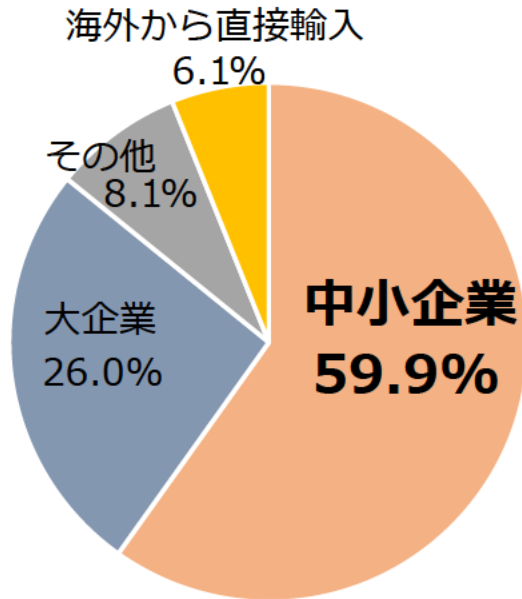


(出典) 日本商工会議所「中小企業における新型コロナウイルス感染拡大・消費税率引上げの影響調査（2020年10月）」

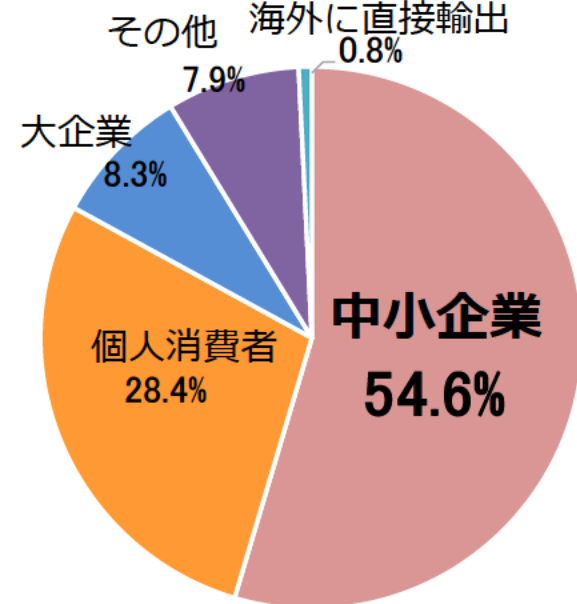


# 小規模事業者の取引の実態（仕入先・販売先）

## <仕入先（金額ベース）>



## <販売先（金額ベース）>



（出典）中小企業庁「中小企業実態基本調査（平成29年度確報）」より事務局作成

※建設・製造・運輸・郵便・不動産・物品賃貸業における従業者20人以下の法人企業と、その他業種における従業者5人以下の法人企業を合算して算出

## <電子取引についての発注側（小規模事業者）の声>

- 仕入先は50社程度ですべて法人だが、発注はほぼ電話。メールでの注文は2社しかない。**仕入れは毎日のことで、電話のほうが早い**（菓子製造・小売）

## <電子取引についての受注側（中小企業）の声>

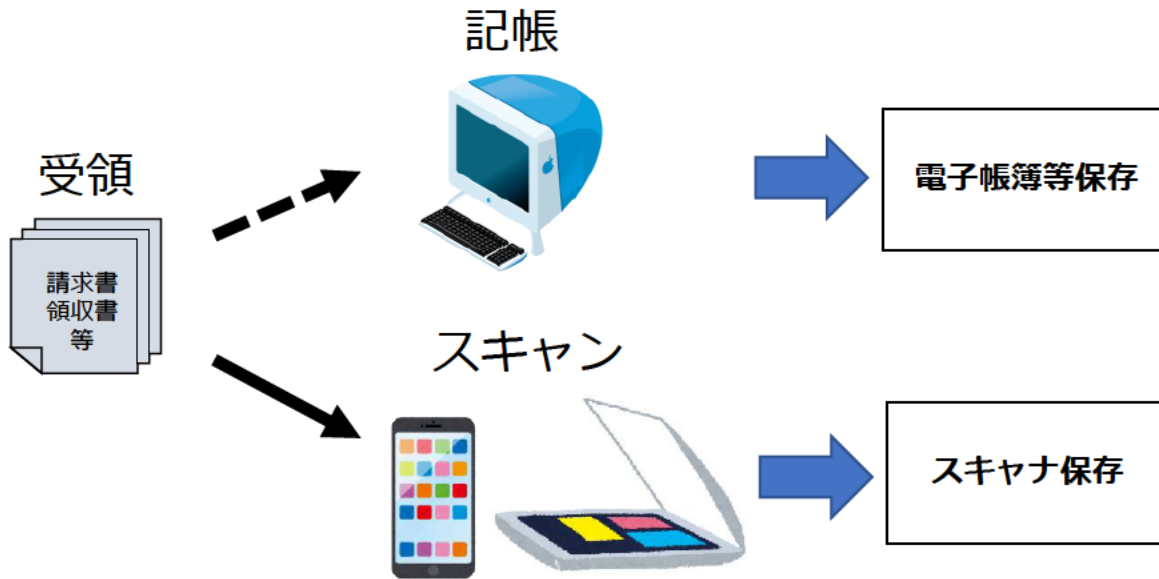
- 販売先は、約120社（中小スーパー、個人商店）。販売先でEOS/EDI（受発注システム）による注文を行っているのは4社程度。当社としても受発注業務の電子化を進めたいが、個人商店はいまだにPCを持っていないところも多い。**そもそもPCを持っていないことに対する不都合も感じないレベルの事業規模なので、わざわざEOSを使うインセンティブはない**（食品卸売業）

# 中小・小規模事業者における電子帳簿保存の課題

✓ 電子帳簿保存法は、これまで数次の要件緩和を重ねてきたが、**「相互けんせい」要件等、一定規模の事務体制を有する企業を前提とし、依然として書面での保存に比べ厳格な要件が課されている。**経理事務等のバックオフィスに人員を割けない**中小企業にとって電子帳簿保存法の要件をクリアするのは極めてハードルが高い**

種類		例	電磁的記録による保存	スキャナ保存
国税関係帳簿		仕訳帳、総勘定元帳、現金出納帳等	○	×
国税関係書類	決算関係書類	貸借対照表、損益計算書、棚卸表 等	○	×
	その他書類	請求書、注文書、領収書、納品書等	○(発行分のみ)	○

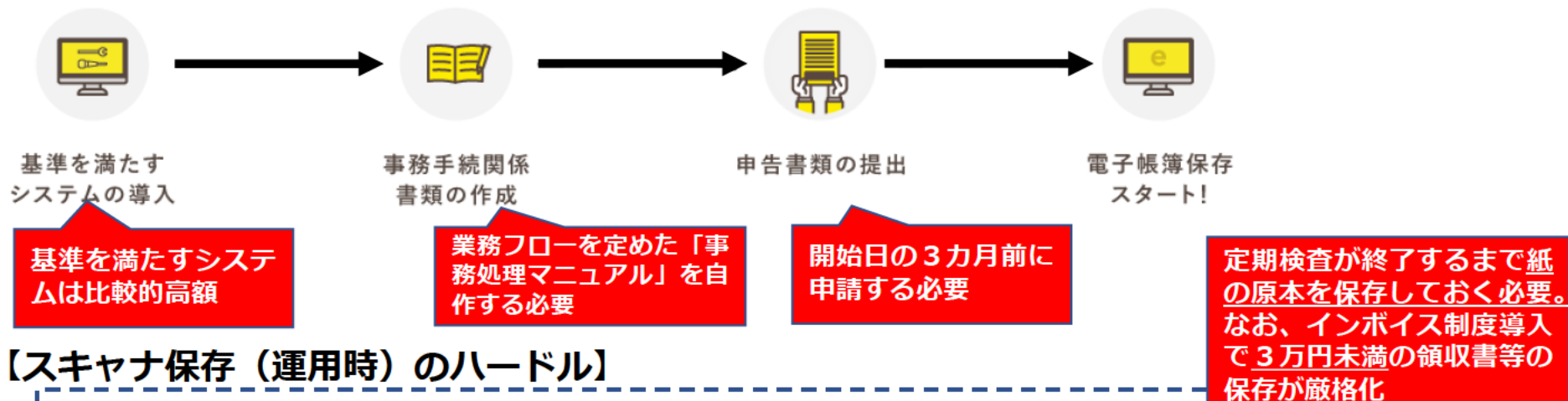
## 主な要件



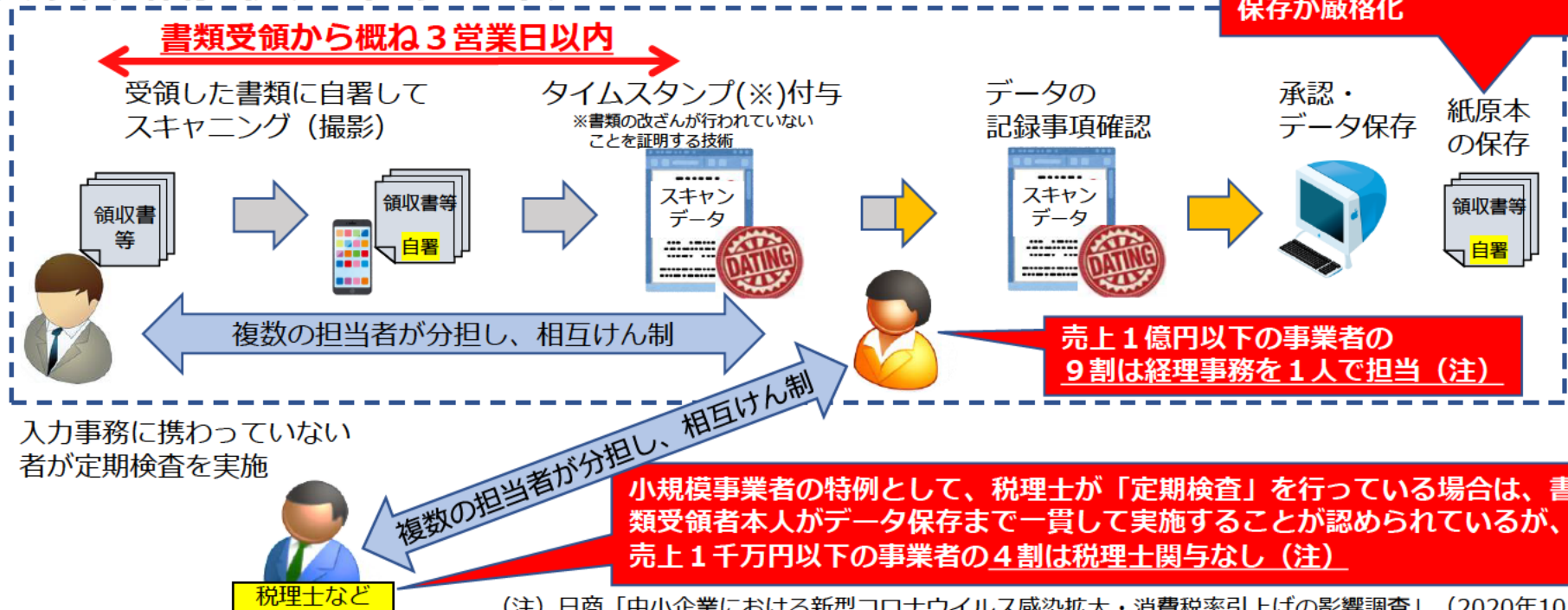
- 真実性の確保**
  - ・訂正・加除履歴の確保
  - ・帳簿間での記録事項の相互関連性の確保
  - ・**関係書類等の備付（経理規程等）**
- 可視性の確保**
  - ・見読可能装置の備付（ディスプレイ等）
  - ・検索機能の確保（日付、金額等）
- 真実性の確保**
  - ・**入力期間の制限**
  - ・一定水準以上での読取り
  - ・**適正事務処理要件**
- 可視性の確保**
  - ・帳簿との相互関連性の確保
  - ・見読可能装置の備付
  - ・**関係書類の備付（事務処理規程等）**
  - ・検索機能の確保

# 電子帳簿保存の導入・運用面でのハードル

## 【電子帳簿保存（導入時）のハードル】



## 【スキャナ保存（運用時）のハードル】



# クラウド会計ソフトによる記帳作業のフロー（イメージ）

## 【クラウド会計ソフト登場以前】



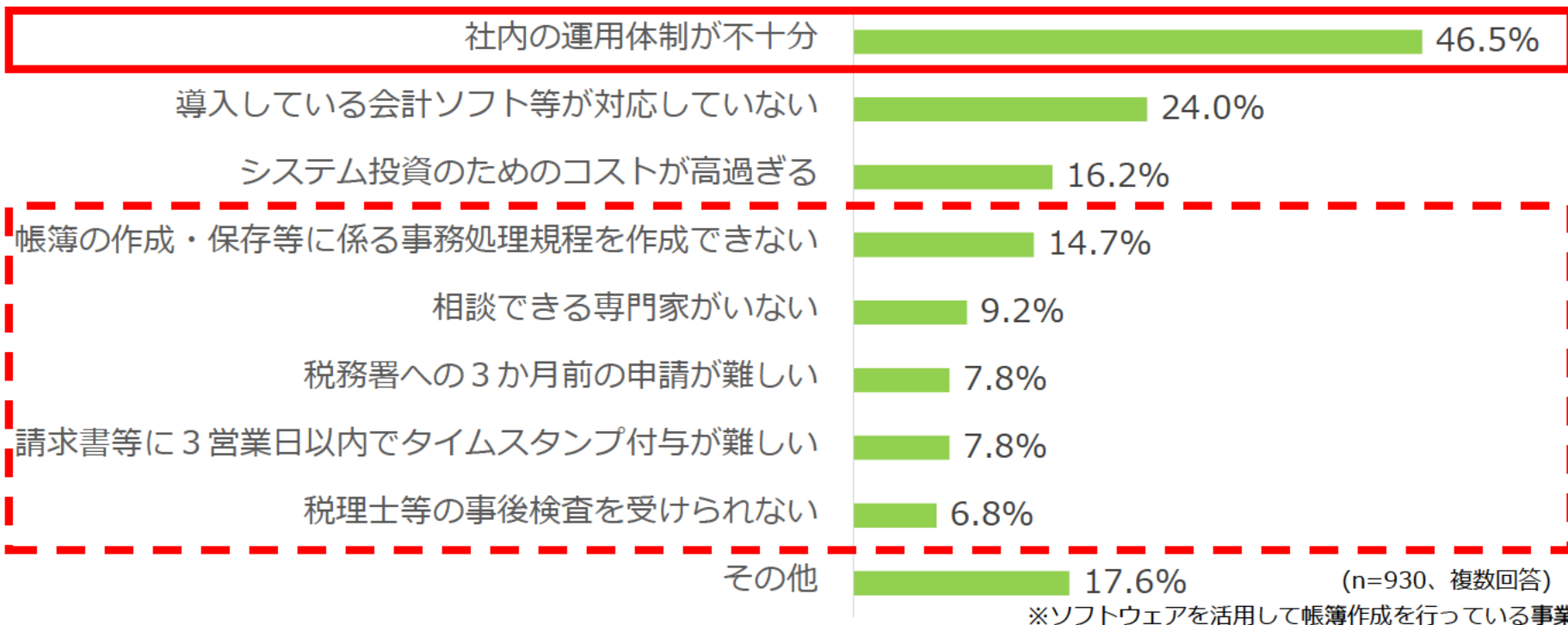
## 【クラウド会計ソフト登場以降】



# 電子帳簿保存法に対応する際の課題

- 電子帳簿保存法に対応する際の課題としては、「社内の運用体制が不十分」が約5割。
- 「帳簿の作成・保存等に係る事務処理規程を作成できない」など、電帳法の要件を満たすことが困難であるとの意見も存在。
- そもそも「制度が複雑で理解が難しい」、「PCが使えない」などの声も多数寄せられた。

## 【電子帳簿保存法への対応の課題】



# まとめ

- 帳簿の電子化は、事業者にとって経理事務の軽減はもとより、試算表や月次決算が容易になる等経営面からもメリットあり。
- 行政にとっても電子帳簿・電子申告の促進は徴税コストの低減に寄与。



- 税務申告のための帳簿にとどまる事業者は多いが、**コロナ禍は、帳簿の重要性や電子化の効果を改めて認識する機会**となった。
- 一方で、バックオフィスに人員を割けない**中小・小規模事業者が電子帳簿保存に取り組みようとしても、紙保存より厳格な要件をクリアするのは極めて困難。**



- 小規模事業者は、これまでシステムベンダーのサポートが届きにくく、デジタル化が困難と思われていたが、安価で使い勝手の良い**クラウド会計の登場で、小規模事業者でも電子帳簿・電子申告に取り組みやすい環境が整備されつつある。**
- **コロナ禍でデジタル化への機運が高まる今が電子帳簿促進の好機。**
  - 小規模事業者に対して、帳簿や証憑書類の電子化を促すインセンティブ措置を講じることで、電子帳簿促進の機運の盛り上げが必要。
  - あわせて、事業者の経理体制に応じた電子帳簿保存法の要件緩和が必要。特に改ざん防止等一定の要件を満たした会計ソフトを導入した小規模事業者に対して大胆な要件緩和が必要。

◆小規模事業者の電子帳簿促進のためのインセンティブ措置の拡充

- ✓ 帳簿や書類の電子保存に取り組む個人事業者に対して、青色申告特別控除における電子申告等の上乗せ措置を拡充する。

◆電子帳簿保存法の要件緩和

→事業者の経理体制に応じた要件緩和が必要。特に改ざん防止等一定の要件を満たした会計ソフトを導入した小規模事業者に対しては大胆な要件緩和が必要。

【事前申請の撤廃】

- ✓ 電子帳簿保存やスキャナ保存に係る税務署への承認申請を不要とする（少なくとも期中での申請を認める）。

【帳簿書類保存要件の緩和】

- ✓ 小規模企業者特例として事務処理規程を不要とする等、「関係書類の備付け」要件を緩和する。

【スキャナ保存要件等の緩和】

- ✓ 「請求書等への自署」を不要とし、「タイムスタンプの処理期日」も大幅に延長する。
- ✓ 小規模企業者特例として「事務処理規定等の備付」を不要とする。さらに、税理士の関与がなくとも、「相互けんせい」、「定期検査」を不要とする。
- ✓ 3万円未満の少額取引については、タイムスタンプ処理を不要、スキャン後の原本を破棄可能とする。
- ✓ 会計ソフトにおいて銀行口座の入出金情報やクレジットカードの電子明細と連携している場合、電子明細に紐づく請求書・領収書等はスキャナ保存要件の対象外として、「相互けんせい」要件やタイムスタンプ要件等を不要とする。
- ✓ 現行の「小規模企業者特例（税理士による定期検査を受ける場合は相互けんせい要件を緩和する措置）」を中小企業も対象とする。